



情報(第 138 号)



令和 3 年 10 月 20 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

キダチチョウセンアサガオ:広く分布するが有毒植物という(周南市中須 令和3年10月17日)

標準報酬月額の時改定 その2



前号では、標準報酬月額の時改定について解説しました。今号では、時改定の例外や注意点など知識として持ち合わせておいて損はない事項をピックアップしてご紹介します。

1 標準報酬等級の上限・下限者の特例

標準報酬月額には、健康保険、厚生年金保険それぞれに等級が定められており、上限・下限があります。(下表参照)

(健康保険)

等級	標準報酬月額	報酬月額
1	58,000	63,000 未満
}	}	}
50	1,390,000	1,355,000 以上

(厚生年金保険)

等級	標準報酬月額	報酬月額
1	88,000	93,000 未満
}	}	}
32	650,000	635,000 以上

上限問題として、健康保険 49 等級の者は、報酬がどんなに上がっても 2 等級以上の差が生じることはありません。そこで特例として、「従前の標準報酬月額」(下表①欄)に該当する者で、固定的賃金の変動月以降引き続く 3 か月の「報酬の平均月額」が下表②欄となった場合は、時改定の対象者となり、「改定後の標準報酬月額」(下表③欄)へ改定されます。下限の問題が前記と逆にあります。

(健康保険の場合)

ケース	①従前の標準報酬月額	⇒	②報酬の平均月額	⇒	③改定後の標準報酬月額
昇給	49 等級 (1,330 千円)	⇒	1,415 千円以上	⇒	50 等級 (1,390 千円)
	1 等級 (58 千円) かつ 報酬月額 53 千円未満	⇒	63 千円以上	⇒	2 等級 (68 千円) 以上
降給	50 等級 (1,390 千円) かつ 報酬月額 1,415 千円以上	⇒	1,355 千円未満	⇒	49 等級 (1,330 千円) 以下
	2 等級 (68 千円)	⇒	53 千円未満	⇒	1 等級 (58 千円)

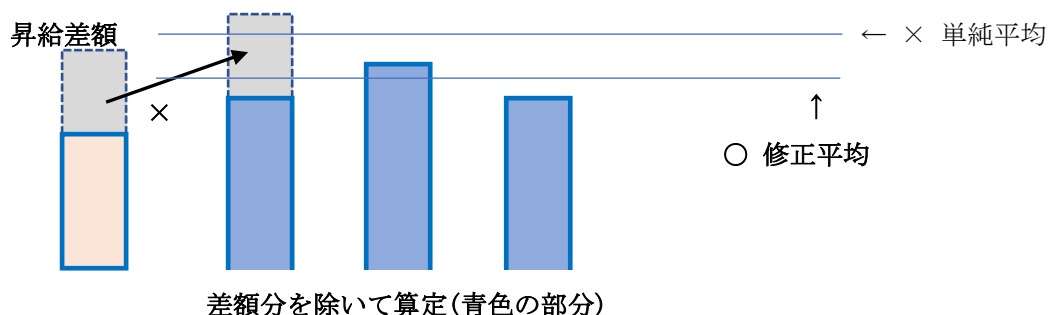
(厚生年金保険の場合)

ケース	①従前の標準報酬月額	⇒	②報酬の平均月額	⇒	③改定後の標準報酬月額
昇給	31 等級 (620 千円)	⇒	665 千円以上	⇒	32 等級 (650 千円)
	1 等級 (88 千円) かつ 報酬月額 83 千円未満	⇒	93 千円以上	⇒	2 等級 (98 千円) 以上
降給	32 等級 (650 千円) かつ 報酬月額 665 千円以上	⇒	635 千円未満	⇒	31 等級 (620 千円) 以下
	2 等級 (98 千円)	⇒	83 千円未満	⇒	1 等級 (88 千円)

日本年金機構HPより

2 差額支給があった場合

昇給がさかのぼって行われ、昇給差額が支給された場合は、差額が支給された月を変動月として差額支給月とその後引き続く 2 か月の計 3 か月で 2 等級以上の差が出たときに月額変更届を提出します。この場合、単純な 3 か月平均ではなく、差額を除いた修正平均額により算出します。



3 一時帰休による休業手当を受ける場合

新型コロナの影響などで一時帰休があり、通常の報酬よりも定額の休業手当が支払われた場合は、固定的賃金の変動とみなし、随時改定の対象となります(固定的賃金が減額され、継続して 3 か月を超える場合)。

なお、休業手当による標準報酬月額の設定・改定後に、一時帰休が解消され通常の報酬となったときも、随時改定の対象となります。

4 昇給・昇進が続いた(段階的に2等級上がった)場合

昇給時には 2 等級差が出なかったけれど、その後昇進して役付手当がつき、役職手当支給後に従来の等級と 2 等級以上差が出た場合は、随時改定の対象となります。

5 届出は速やかに

随時改定の手続きは遅れないようにしましょう。届出が遅れると、昇給・降給いずれの場合も控除した保険料額と日本年金機構からの請求額(納入告知額)と差が生じるなど複雑になり、どうしてこの額が請求されてきたかさっぱりわからないとの事態になりかねません。

手続き漏れを防ぐ一つ的手段としては、昇給・降給があった場合のみ、引き続く 3 か月をいわば観察期間として、支払基礎日数が 17 日以上あるか、3 か月平均で 2 等級以上差が生じるかをみればよいのです。それに該当しない以上提出は必要ありません。

なお、随時改定をはじめとして、今後は電子申請による届出が加速化していきます。

当法人では社会保険事務手続き等の代行(電子申請)を行っています

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0567
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>